

保護者 様

小児用肺炎球菌予防接種のお知らせ

この予防接種は、15種類または20種類の肺炎球菌に対する抗体ができ、これらの種類の肺炎球菌による重い感染症（細菌性髄膜炎・菌血症など）を予防することができます。

この予防接種は、接種当日に大館市に住居登録があるかたで、保護者のかたが予防接種の効果や副反応などについて理解し、接種に同意したときに限り行われます。

肺炎球菌感染症は、肺炎球菌という細菌によって発生する病気で、そのほとんどが5歳未満で発生し、特に乳幼児で発生に注意が必要です。

主に気道分泌物により感染を起こし、症状がないまま菌を保有して日常生活を送っている子どもも多くいます。しかし、これらの菌が何らかのきっかけで進展すると、肺炎や中耳炎、敗血症、髄膜炎等になったり、血液中に菌が侵入するなどして重篤な状態になることがあります。

1. 予防接種のスケジュール（15価ワクチン、20価ワクチンともに、同じスケジュールです）
○接種対象者：生後2か月から60か月に至るまで
- 1) 標準接種スケジュール：接種開始月齢 生後2～7か月に至るまで（初回接種3回+追加接種1回：計4回）
初回接種：27日以上の間隔をおいて3回皮下または筋肉内に注射をする。標準として生後12か月までに完了。
初回2回目・3回目の接種は、生後24か月に至るまでに行うこととし、それを超えた場合は実施せず、追加接種を行う。
初回2回目の接種が生後12か月を超えた場合、初回3回目は実施せず、追加接種を行う。
追加接種：初回接種終了後、生後12か月以降に60日以上の間隔をおいて1回皮下または筋肉内に注射をする。
標準として生後12～15か月の間。
- 2) 標準接種スケジュール以外：接種開始月齢 生後7か月目の誕生日～12か月に至るまで（初回接種2回+追加接種1回：計3回）
初回接種：27日以上の間隔をおいて2回皮下または筋肉内に注射をする。標準として生後12か月まで。
初回2回目の接種は、生後24か月に至るまでに行うこととし、それを超えた場合は実施せず、追加接種を行う。
追加接種：初回接種終了後、生後12か月以降に60日以上の間隔をおいて1回皮下または筋肉内に注射をする。
- 3) 標準接種スケジュール以外：接種開始年齢生後12か月の誕生日～24か月に至るまで（2回）
60日以上の間隔をおいて2回皮下または筋肉内に注射する。
- 4) 標準接種スケジュール以外：接種開始年齢生後24か月の誕生日～60か月に至るまで 1回皮下または筋肉内に注射をする。

原則として、令和6年10月1日からは20価ワクチンでの開始となりますが、過去に15価ワクチンの接種歴がある場合は、同じワクチンで完了まで進めていくことになります。不明な点は健康課までお問い合わせください。

開始月齢		2か月～7か月					7か月～12か月		12か月～24か月	24か月～
回数										
2回目・3回目	1回目									
	12か月未満	2回目	2回目	2回目			2回目			
	12か月～24か月未満	3回目	3回目		2回目				2回目	
	24か月以上			3回目	3回目	2回目	2回目			
追加接種		生後12か月以降					生後12か月以降			
接種回数		4	4	3	3	2	3	2	2	1
接種間隔		→ 27日以上					----- 60日以上			

*他のワクチンとの同時接種は、医師が特に必要と認めた場合可能です。

(裏面も必ずご覧ください)

2. 予防接種を受けることができない人

熱のある人（接種場所で測定した体温が37.5 を超える場合）

重い急性疾患にかかっている人

その日に受ける予防接種の接種液に含まれる成分でアナフィラキシーを起こしたことのある人

「アナフィラキシー」とは、通常接種後30分以内に起こるひどいアレルギー反応のことで、発汗、顔の腫れ、全身じんましのほか、吐き気、嘔吐、声が出にくい、息が苦しい等の症状やショック状態になるような激しい全身反応のことで、

その他、医師が不適当な状態と判断した場合

3. 予防接種を受ける際に、医師と相談が必要な人

次に該当する人は、予診する医師の参考として診断書が必要な場合もありますので、あらかじめ主治医と相談をしてください。

心臓病、腎臓病、肝臓病、血液の病気や発育障害などで治療や指導を受けている人

過去の予防接種で2日以内に発熱や発疹、じんましんなどのアレルギーと思われる異常がみられた人

過去にけいれん（ひきつけ）を起こしたことがある人

過去に免疫不全の診断がされている人及び近親者に先天性免疫不全症の人がいる人

ワクチンにはその製造過程における培養に使う卵の成分、抗生物質、安定剤などが入っているものもありますので、これらに対してアレルギーがあると言われた人 又はジフテリアトキソイドに対してアレルギーをおこすおそれのある人 血小板減少症、凝固障害のかかる人、抗凝固療法を行っている人

4. ワクチンの副反応

副反応は、接種部位の局所反応（赤み、しこり、腫れ、痛み）、食欲減退、不機嫌、眠気、発熱が認められています。非常にまれですが、重い副反応としてショック、アナフィラキシーを含む重いアレルギー反応、けいれん（熱性けいれん含む）、血小板減少性紫斑病が現れることがあります。何か異常が認められた場合は医師にご相談ください。

5. 予防接種による健康被害救済制度

- ・定期予防接種によって引き起こされた副反応により、生活に支障が出るような障害を残すなどの健康被害が生じた場合には、予防接種法に基づく給付を受けることができます。
 - ・健康被害の程度等に応じて、医療費、医療手当、障害児養育年金、障害年金、死亡一時金、葬祭料の区分があり、法律で定められた金額が支給されます。死亡一時金、葬祭料以外については、治療が終了する又は障害が治癒する期間まで支給されます。
 - ・ただし、その健康被害が予防接種によって引き起こされたものか、別の要因（予防接種をする前あるいは後に紛れ込んだ感染症あるいは別の要因等）によるものなのかの因果関係を、予防接種・感染症医療・法律等、各分野の専門家からなる国の審査会にて審議し、予防接種によるものと認定された場合に給付を受けることができます。
 - ・予防接種法に基づく定期接種として定められた期間を外れて接種を希望する場合、予防接種法に基づかない接種（任意接種）として取り扱われます。その接種で健康被害を受けた場合は、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法に基づく救済を受けることになりますが、予防接種法に比べて救済の対象、額等が異なります。
- 給付申請の必要が生じた場合、診察した医師が健康課へお問い合わせください。

6. 接種後の注意

予防接種を受けた後30分は接種会場でお子さんの様子をみてください。

接種後、接種部位の異常な反応や体調の変化があった場合は、速やかに医師の診察を受けましょう。

入浴は差し支えありませんが、接種部位をこすことはやめましょう。

接種当日は、激しい運動を避けてください。

小児用肺炎球菌ワクチン接種後1週間は副反応の出現に注意し、体調に変化があった場合には、医師にご相談ください。

ご不明な点、ご心配な点がございましたら、下記までお問い合わせください。

大館市健康課 0186-42-9055